

○居宅介護サービス利用料（令和6年6月1日改定）

※1単位の単価：南あわじ市の訪問介護における単価は、10円となります。

サービス種別	提供内容	利用料金	
		法定利用単位	負担額（1割）
居宅における 身体介護	30分未満	256 単位	256 円
	30分以上1時間未満	404 単位	404 円
	1時間以上1時間30分未満	587 単位	587 円
	1時間30分以上2時間未満	669 単位	669 円
	2時間以上2時間30分未満	754 単位	754 円
	2時間30分以上3時間未満	837 単位	837 円
	3時間以上	921 単位	921 円
	以後、30分を増すごとに	+83 単位	+83 円
通院等介助 （身体介護を 伴う場合）	30分未満	256 単位	256 円
	30分以上1時間未満	404 単位	404 円
	1時間以上1時間30分未満	587 単位	587 円
	1時間30分以上2時間未満	669 単位	669 円
	2時間以上2時間30分未満	754 単位	754 円
	2時間30分以上3時間未満	837 単位	837 円
	3時間以上	921 単位	921 円
	以後、30分を増すごとに	+83 単位	+83 円
通院等介助 （身体介護を 伴わない場合）	30分未満	106 単位	106 円
	30分以上1時間未満	197 単位	197 円
	1時間以上1時間30分未満	275 単位	275 円
	1時間30分以上	345 単位	345 円
	以後、30分を増すごとに	+69 単位	+69 円
家事援助	30分未満	106 単位	106 円
	30分以上45分未満	153 単位	153 円
	45分以上1時間未満	197 単位	197 円
	1時間以上1時間15分未満	239 単位	239 円
	1時間15分以上1時間30分未満	275 単位	275 円
	1時間30分以上	311 単位	311 円
	以後、15分を増すごとに	+35 単位	+35 円

※やむを得ない事情等により、利用者の同意を得て2人で訪問した場合は2人分の料金となります。

○加算料金

特定事業所加算Ⅱ	法定単位数に10%加算		
特別地域加算	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、居宅介護等を行った場合、法定単位数に15%加算		
福祉・介護職員等 処遇改善加算（Ⅰ）	総単位数（基本サービス＋各種加算）×加算率（41.7%）		左記計算より算出された金額の1割
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、初回訪問介護実施月内にサービス提供責任者自身が訪問介護又は同行訪問した場合	200 単位	200円
利用者負担上限額 管理加算	上限管理が必要な利用者に対してサービスの提供を行い、上限管理を実施した場合	150 単位	150円
福祉専門職員等 連携加算	サービス提供責任者が、医療機関などの社会福祉士等が利用者宅を訪問する際に同行し、利用者の心身の状況等を共同してアセスメントし、居宅介護計画を作成し、これに基づいてサービスを提供した場合（初回のサービス提供が行われた日から90日の間で3回まで）	564 単位	564円
緊急時対応加算	利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、居宅介護従業者が利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない居宅介護等を緊急に行った場合（1月につき2回まで）	100 単位	100円

○割増料金

平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用金額に割増料金が加算されます。

時 間 帯		割増率
早 朝	午前6時から午前8時まで	所定単位数の25%
夜 間	午後6時から午後10時まで	所定単位数の25%
深 夜	午後10時から午前6時まで	所定単位数の50%